

○ 財務省告示第 174 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 4 年 5 月 18 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 24 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 21 回	7,400,000,000 円	105.00 円
〃	第 24 回	1,900,000,000 円	105.84 円
〃	第 24 回	7,400,000,000 円	105.85 円
〃	第 25 回	1,000,000,000 円	108.79 円
〃	第 26 回	300,000,000 円	106.70 円
〃	第 26 回	2,100,000,000 円	106.79 円
合 計		20,100,000,000 円	